## キュービクル式発電設備の条例基準適合チェック表

項目	1	確認内容	届出設備の仕様	適合
外箱	材料	鋼板又は鋼板と同等以上の防火性能を有するものか	材料[ ]	
		板厚は1.6mm (屋外用のものは2.3mm) 以上か	板厚[ ]mm	
	開口部	防火戸(網入ガラスは不燃材料で固定)以上か	開口部	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものか		
	隙間	直径 10 mmの丸棒が入る穴や隙間がないか(配線の引込み口及び引	最大直径	
		出し口、換気口等を含む。)	[ ]mm	
	ができるもの外部に露出して設けること	た ( も 屋 の 外 に 用 カバーは難燃材料以上か	防火性能	
		に関する。 冷却水の出し入れ口、各種水抜き管、燃料の出し入れ口、 配線の引出し口、換気口、排気筒、排気消音器、息抜き 管及び始動用空気管の出し入れ口以外の露出機器はない か		
収納状態		電力供給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が、外箱の床 面から 10 cm以上離れているか	床面から [ ]cm	
排気管 及び消音器		屋外に通じる有効な排気筒及び消音器が容易に取り付けられるか		
内燃機関		収納する部分は不燃材料で区画し、遮音措置されているか		
及び発電機		防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか		
		断熱処理を行うとともに、固定されているか		
電線等		電線引出し口は、金属管、金属製可とう電線管を容易に接続できるか		
 換 気	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行え るものか	自然換気 [可・否]	
入 装 置	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当 該面の面積の1/3以下か		
	機械式	自然換気口では十分換気が行えないものにあっては、機械式換気 設備が設けられているか	機械式換気設備 [あり・なし]	
	換気口	換気口には、金網、金属製ガラリ又は防火ダンパーを設ける等の 防火措置が講じられているか	設置 [ あり · なし]	
記入者		会社名: 氏名:		

<sup>1</sup> このチェック表は、設置しようとする発電設備が、瀬戸市火災予防条例第12条第2項及び第3項において準用する第11条第1項第3号及び第2項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」であることを確認するためのものです。

<sup>2 「</sup>届出設備の仕様」欄には、設置しようとするキュービクル式変電設備について、括弧内に種別、数値等及び該当する箇所に○を記入してください。

<sup>3 「</sup>適合」の欄は、「確認内容」を参考に適合している場合は○印を、不適合の場合は×印を記入してください。